

道の駅「国上」指定管理者募集要項

燕市では、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月から道の駅「国上」の 4 施設(ふれあい交流センター、燕市温泉保養センター、燕市国上農村環境改善センター及び国上健康の森公園)に指定管理者制度を導入しています。

今期の指定期間の終了に伴い、道の駅「国上」4 施設の管理運営に関する業務を一体的に行う指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

(1) 燕市ふれあい交流センター

①名 称 燕市ふれあい交流センター(燕市国上 5866 番地 1)

②施設の規模等

敷地面積 2,626 m²
延床面積 629.65 m² (改修前 578.91 m²)
構 造 鉄骨造り平屋建
建 築 年 平成 13 年 (改修平成 28 年)

③施設内容

食堂、朝市コーナー、農産物加工コーナー、多目的ホール、事務室、トイレ、倉庫、風除室、通路、その他

駐 車 場 駐車可能台数 普通車 236 台・バス 8 台

施設見取図 別紙資料 1「交流センター平面図」のとおり

※本施設については、現行の開館日・時間に変更となります。詳しくは P15 をご覧ください。

(2) 燕市温泉保養センター(てまりの湯)

①名 称 燕市温泉保養センター(燕市長辰 7550 番地 3)

②施設の規模等

敷地面積 約 2,864 m² 延床面積 約 688 m²
構 造 木造／一部鉄筋コンクリート造 平屋建て
建 築 年 平成 5 年 (改修平成 20 年)

③施設内容

男女浴室(各大型風呂、円形風呂、露天風呂、サウナ風呂)、大広間 34 畳、個室休憩室 8 畳 3 室、売店 1 カ所、マッサージルーム 1 カ所、足湯 1 棟
泉質：単純硫黄冷鉱泉(低張性弱アルカリ性)

施設見取図 別紙資料 2「温泉保養センター平面図」のとおり。

(3) 燕市国上農村環境改善センター

①名称 燕市国上農村環境改善センター(燕市長辰 7550 番地 2)

②施設の規模等

敷地面積 3,465.0 m²
延床面積 565.52 m² (1階 304.66 m²、2階 260.86 m²)
構造 鉄骨造 2階建
建築年 平成 5年

③施設内容

1階 生活改善実習室、農事研修室、談話ロビー、玄関ホール、事務室、倉庫、その他
2階 多目的ホール、ホール、その他 附属施設 附属棟 (消火栓ポンプ室)
駐車場 41台 (温泉保養センターと共用)
施設見取図 別紙資料 3「改善センター平面図」のとおり。

(4) 国上健康の森公園

①名称 国上健康の森公園(燕市国上 5866 番地 1)

②施設の規模等

公園面積 13,068 m²
当初建設年 平成 4年

③施設内容

屋外便所(木造平屋建)	94.41 m ²
ムーンカート広場	913.2 m ²
駐車場	2,389.22 m ²
施設平面図	公園全体 別紙資料 4
	屋外便所 別紙資料 1

2. 指定管理期間

令和 4年 4月 1日から令和 9年 3月 31日まで (5年間)

ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

3. 指定管理者の行う業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとします。詳細は、別紙業務仕様書を参照してください。

- (1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 施設の利用申請・許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の収納に関する業務
- (4) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (5) その他施設等の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

4. 特に提案を求める事項

- (1) 新たな事業提案

道の駅の集客や利用促進に繋がる魅力的な事業やサービス、より効果的な管理運営を図るため、従前の指定管理業務に新たに追加する「既存施設を活用した新たなサービス・事業」及び「新規設備整備を伴う新たなサービス・事業」を提案してください。

①既存施設を活用した新たなサービス・事業提案

既存施設を活用して新たに行うサービスまたは事業を提案してください。

既存施設の改修または付帯設備の整備を行うことも可能です。

- 例
- ・ 近隣の道の駅との相互利用促進を図った連携事業の提案
 - ・ 大河津分水通水 100 周年（令和 4 年（※））を記念した集客・PR イベントなど、時機を得た効果的な集客が期待できるイベントの提案

（※）当該施設至近に位置する大河津分水路が令和 4 年度に通水 100 周年を迎えることから、これを記念し、燕市では、令和 3 年度からプレ事業として各種記念事業を実施しています。

②新規設備整備を伴う新たなサービス・事業提案

既存施設で提供しているサービスまたは事業と異なる、新たな設備整備によるサービスまたは事業を提案してください。

- 例
- ・ オートキャンプ広場、屋外バーベキュー広場の開設

※今回の指定期間に係る上記①②の設備整備費の上限は設けませんが、2,000 万円を上限に市が負担します。追加の納付金（P6 参照）の提案によっては市の負担を引き上げることも可能となります。具体的な負担方法は別途協議を行います。

※整備された設備等は市に帰属します。


※記載の例にとらわれず柔軟な発想で提案をしてください。

※提案いただく事業に伴う運営事業費は、指定管理料の基準額に含まれます。

※事業により得た収入は指定管理者に帰属します。

※候補者決定後、提案のあった事業について、提案事業者と市との間で実施の可否や実施内容の詳細などについて協議を行います。

※新規設備整備を伴う新たなサービス・事業実施までのスケジュール（例）

日 時	内 容
R3 10月	指定管理者候補事業者の決定
11月	提案内容の検討・協議 利用料金・運営要項などの検討
12月	指定管理者の議会議決
3月	R4当初予算（指定管理料・整備費）の議決
R4 4月	新しい指定管理者にて運営スタート、整備工事着手 
R4 8～12月	工事終了
3月	R5当初予算（指定管理料）の議決
R5 4月	新規提案事業開始

（２）食堂の運営について

①食堂の運営については、地元の食材を使うなどの地産地消にこだわる「食事」の提供をするよう、創意・工夫してください。

例 食材は地元の旬の新鮮野菜などを使ったメニューの提供

燕市産のカトラリーなどを使つての食事の提供など

②食堂の運営に関しては、原則指定管理者の直営としますが、市内の人気ラーメン店など外部の事業者によるテナントの運営も可とします。

③テナント方式を提案する場合は、入居に係る条件等については、指定管理者とテナント店舗側で協議してください。

5. 指定管理料（委託料）と納付金について

（1）指定管理料（委託料）

施設の利用者が納める利用料金収入のほかに、指定管理業務実施の対価として、指定管理料（委託料）を支払います。

応募に当たっては、提案事業者の経営ノウハウを活かし、利用料金の増収等に努め得られる収入や管理運営経費の削減をはじめとした効率化による支出に係る予算を立て、その中で、市が支払う指定管理料の額について、指定管理料の基準額の範囲内で提案してください。

指定管理料は、申請の際の提案額を参考に、年度ごとに指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

※提案額がそのまま指定管理料になるわけではありません。

※サービス・事業の提供状況等によっては、指定管理者と市が協議の上、指定管理料の額を変更する場合があります。

※物価及び金利の変動などが収支計画に多大な影響を与えると考えられる場合については、市と協議を行うことができるものとします。

①指定管理料の基準額（年額） 35,800,000 円

この基準額を、指定管理料提案上限額とします。

指定管理料の基準額には、表1の経費が含まれています。

②施設の大規模修繕は、原則として市が実施し、1件につき50万円未満の修繕については、総額500万円まで指定管理者が実施するものとします。なお、500万円に満たない未執行額は返還していただきます。

③指定管理者は、指定管理料のほか、自らが企画・実施する事業の収入等を、自らの収入とすることができます。

④会計区分の独立

指定管理者は、管理運営及び事業実施に係る経理事務を行うにあたり、団体自体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければなりません。また、当該事業に関する監査業務が受けられるような体制を整えてください。

⑤管理口座

本事業に関連する経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(2) 納付金

指定管理者は会計年度ごとに収入に応じた納付金を納めていただくことになります。事業計画や収支計画を踏まえ、納付金額を提案してください。納付金の下限額は、収入総額（指定管理料を除く）の2%とします。追加の納付金の提案内容によっては、施設整備に係る上限額の2,000万円を引き上げることが可能となります。

なお、想定以上の大幅増益となった場合に納付金について協議を行う場合があります。

表1 指定管理料の基準額（年額）

収入		単位:円(税込み)
項目	合計	
利用料金	44,220,000	
事業収入	108,942,000	
諸収入	5,825,000	
収入合計	158,987,000	
支出		
項目	合計	
人件費	61,455,000	
修繕費	5,000,000	
備品購入費	437,000	
消耗品費	6,028,000	
燃料費	227,000	
光熱水費	27,471,000	
通信運搬費	776,000	
広報費	395,000	
印刷製本費	347,000	
保険料	108,000	
使用料・賃借料	4,910,000	
公租公課	5,022,000	
支払手数料	462,000	
新聞図書費	100,000	
保安警備費	597,000	
清掃等環境衛生費	6,716,000	
設備管理費	531,000	
外構植栽管理費	302,000	
商品・食材仕入費	72,177,000	
諸会費	42,000	
イベント等運営費	895,000	
福利厚生費	147,000	
その他経費	642,000	
支出合計	194,787,000	
合計収支	▲35,800,000	
基準額	35,800,000	

※個々の施設の算定方法については、お問い合わせください。

6. 管理運営上の留意事項

(1) 法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、関係法令等を遵守し、適切な管理運営を行ってください（地方自治法、地方自治法施行令、消防法、条例、規則、燕市個人情報保護条例など）。

(2) 公正・公平性の確保

指定管理者は、管理運営にあたり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対し不当な差別的な取り扱いをしてはならないものとします。

(3) 個人情報の保護

指定管理者は、指定管理業務の実施に関して知り得た個人の情報については、燕市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱うものとします。

(4) 守秘義務

指定管理者及び指定管理業務に従事する者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た情報や内容等を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはなりません。指定管理期間が満了した後についても同様とします。

(5) 情報公開

指定管理者は、燕市情報公開条例の趣旨を踏まえ、本施設の管理運営に関する情報を公開するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(6) 再委託に関する事項

指定管理者は、指定管理業務の全部を第三者に委託することはできません。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、指定管理業務の一部について第三者に委託することができます。

(7) 損害賠償責任

指定管理者及び業務従事者が、故意または過失により、燕市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。業務遂行に必要な保険については、指定管理者の責任で加入しておくこととします。

(8) その他

①地域行事等への協力

地元自治会等が実施する行事等においては、会場の提供や人員の応援など、要請があった場合は、積極的に協力するなど地域振興に努めてください。

【具体例】納涼盆踊りカラオケ大会、酒吞童子行列、塞の神（共催）

②災害時における避難所の対応

災害時において、市が避難所として施設を使用する場合があります。その場合、指定管理者は、その運營業務の一部を担っていただく場合があります。

7. 申請資格等

(1) 申請資格

- ① 団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人は指定管理者にはなれません）。
- ② 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は、申請することができません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、燕市内における一般競争入札の参加を制限されているもの
 - イ 燕市から指名停止措置を受けているもの
 - ウ 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、市民税等を滞納しているもの、又は代表者がこれらの税金を滞納しているもの
 - エ 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生又は再生手続をしている法人
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが団体の役員をしているもの、又は経営、運営に実質的に関与しているもの。
 - カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、代表者が地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止。同条を準用する場合も含む）又は第180条の5第6項（行政委員会の委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなるもの
 - キ その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくないもの

(2) 申請条件

① 営業所等の設置

本市内に本社、営業所等を有すること。現在、本社、営業所等を有していない場合は、指定後、指定期間が開始する前までに設置すること。

② 共同事業体での応募

- ア 共同事業体で応募する場合は、代表する法人を定めるとともに、申請書に「共同事業体構成表」（別紙）と共同事業体協定書（入札における特定共同企業体協定書に準ずるもの）を添付してください。
- イ 単独で応募した団体は、他の共同事業体の構成員になることはできません。
- ウ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません。
- エ 共同事業体の構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合は、この限りではありません。

③ 現在従事している従業員について

経験者雇用、地域雇用等に努め、指定管理者が直接雇用すること。現在本施設で働いている従業員のうち、再雇用を望む者については、経験者雇用の面からも優先的に雇用するよう努めること。

(3) 留意事項

① 関係者への接触の禁止

本件応募に際し、自己が有利になる目的のため又は公正な選考を妨げる目的のため、選定等委員会の委員、本市職員等への働きかけを行うことを禁じます。働きかけの事実が認められた場合は、失格となることがあります。

② 提出書類の変更の禁止

提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。

③ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しませんので、ご了承ください。

④ 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

⑤ 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。

8. スケジュール

燕市道の駅施設の指定管理者の公募及び選定は下記日程を予定しています。

①募集要項等の配布	令和3年8月27日（金）
②募集説明会の開催	令和3年9月6日（月）午後2時から
③申請書類の提出期限	令和3年10月8日（金）必着
④選定等委員会の開催	令和3年10月22日（金）（プレゼン、ヒアリング）
⑤選定結果の通知	令和3年11月中旬
⑥指定議案の議決	令和3年12月議会
⑦指定管理者の指定・公表	令和3年12月下旬
⑧業務の引継ぎ等	令和4年1月下旬～3月
⑨協定書の締結	令和4年3月下旬
⑩業務開始	令和4年4月1日

9. 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。参加人数は1団体につき2名までとし、団体名及び参加者氏名をあらかじめ連絡してください。

(1) 現地説明会

- ① 開催日時 令和3年9月6日（月）午後2時から
- ② 開催場所 燕市国上農村環境改善センター 2階（てまりの湯の隣）

(2) 参加申し込み

- ① 下記の事項を記入のうえ、電子メールによりお申し込みください。

ア 団体名及び団体の住所

イ 代表者名

ウ 参加者名

エ 連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）及び担当者名

- ② 現地説明会の申し込み締め切り

令和3年9月3日（金）午後5時まで

- ③ 申し込み先

住所 〒959-0295

燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 3階 観光振興課 観光企画係

電話：0256-77-8233 （直通）

FAX：0256-77-8306

E-mail：kanko@city.tsubame.lg.jp

10. 質問等に関する事項

本要項及び仕様書等の内容について質問がある場合は、質問書に記入し、電子メールに添付してご質問ください。

質問への回答は、令和3年9月24日（金）を目途に市のホームページに掲載します。ただし、ノウハウに関する部分等で、公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者のみに回答します。口頭もしくは電話による問い合わせには、応じないものとします。

- (1) 質問受付期間

8月27日（金）～9月16日（木）午後5時まで

- (2) 質問を受け付ける電子メールアドレス

E-mail：kanko@city.tsubame.lg.jp

11. 申請方法

- (1) 申請書類

- ① 指定管理者申請書

- ② 事業計画書

※可能な限り市が示す様式により作成してください。

※最大 33 ページまでとし、各項目について事業計画書に記載されている制限枚数内で作成すること。

※制限枚数は A4 片面を 1 枚とし、印刷は縦長両面とします。

※「6 従前の指定管理業務に新たに追加する事業提案」の①、②については参考資料として図面（A3 可）をつけることが可能です。その場合は枚数制限に含まれません。

- ③ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ④ 法人の場合は登記事項証明書（全部事項証明書）、法人以外の団体の場合は役員名簿
- ⑤ 団体の経営状況を証明する書類
 - ア 法人…直近 2 か年の収支決算書
貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録
 - イ その他の団体…上記に準ずる書類
- ⑥ 当該施設の管理に係る業務の収支予算書
 - ※収支予算書は総括のほか、内訳として【指定管理業務及び既存施設を活用した新たなサービス・事業】、【新規設備整備を伴う新たなサービス・事業】に係る収支計画を年度ごとに作成してください。
(人件費については、その内訳として単価等がわかる明細を添付すること)
- ⑦ 管理に関する業務の組織体制及び職員構成
- ⑧ 納税を証する書類

(2) 募集要項等の配布

募集要項等、申請に必要な書類は、次の場所で配布します。

[配布期間]

8 月 27 日（金）～10 月 8 日（金）

[配布場所]

燕市役所 3 階 観光振興課 観光企画係

(3) 申請の受付

8 月 27 日（金）～10 月 8 日（金）までの土日、祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までに、申請書等、必要な書類を下記へご持参ください。

[提出場所]

住所 〒959-0295

燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 3 階 観光振興課 観光企画係

電話：0256-77-8233（直通）

FAX：0256-77-8306

E-mail：kanko@city.tsubame.lg.jp

[提出部数]

提出部数は17部とします。（正本1部と副本16部を作成し、提出してください。副本は正本の複写可。）

12. 選定方法等について

(1) 候補者の選定

指定管理者の候補者は、燕市指定管理者選定等委員会において審査・選定します。候補者の選定にあたっては、計画書の内容について、ヒアリングを行います。詳細は別途連絡します。

燕市指定管理者選定等委員会の審査・選定は、すべて非公開で行います。

※ヒアリングは提出いただいた書類をもとに行いますので、ヒアリングの際に使用する資料を作成する必要はありません。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等も踏まえ、ヒアリング方法は別途応募者に通知します。

※応募事業者が6社以上となった場合には、書面による一次審査や複数日による審査・選定を行う場合があります。

(2) 選定結果の通知等

候補者の選定結果については、すべての申請団体に文書により通知するとともに、市のホームページ等で公表します。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、議会の議決を経た後、指定管理者として指定されます。

(4) 選定基準

次の審査項目及び配点に基づき、候補者の選定を行います。（合計100点満点）

① 利用者に対するサービスの向上 30点

※「サービスの提案内容」や「利用者意見の反映方策」などの観点から評価します。

② 施設の効用の発揮 20点

※「施設利用促進の方策」や「事業計画の具体性・実現可能性」などの観点から評価します。

③ 管理運営能力 25点

※「利用者の安全確保」や「収支計画」などの観点から評価します。

④ 施設管理に関するその他の要件事項等 15点

※「④施設管理に関するその他の要件事項等」のうち、納付金の提案は配点 5 点とし、「納付金の提案内容が効果的で実現可能なものか」の観点から評価します。

⑤ 管理経費の縮減 10 点

※「指定管理料の基準額と提案額の価格差」及び、「応募事業者による指定管理料の提案額のうち、最低額と当該事業者の提案額との価格差」の 2 つの観点から評価します。

(5) 計画書の内容確認等

候補者の選定にあたり、計画書の内容について、必要に応じて確認を行う場合がありますので、その際は別途連絡します。

1 3. 協定の締結

議会の議決を経て、指定管理者を指定したときは、指定管理者と市との間で、指定管理者の行う管理の業務についての協定を締結します。協定の主な内容は、次のとおりです。

(1) 基本協定

指定管理者による管理の始期に、施設の管理に関する基本的な事項を規定する基本協定を締結します。

- ・指定期間に関する事項
- ・指定管理者の行う管理の業務に関する事項
- ・利用料収入に関する事項
- ・事業計画書、事業報告書等に関する事項
- ・管理業務の評価等に関する事項
- ・指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ・リスクの分担に関する事項
- ・個人情報の保護、情報公開等に関する事項
- ・納付金に関する事項
- ・設備等整備に関する事項
- ・その他必要な事項

(2) 年度協定

年度ごとに、指定管理料（委託料）の額や支払方法等について規定する年度協定を締結します。

1 4. 指定管理者が行う管理業務の評価

指定期間中の管理の適正化に万全を期すため、燕市指定管理者選定等委員会において指定管理者が行う管理業務の評価を行うものとします。

15. リスク分担について

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。なお、詳細については協定を締結する際に、協議のうえ定めます。

項目	内容	リスク分担	
		燕市	指定管理者 (申請団体)
議会の議決が得られなかった等、協定の締結ができなかった場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
法令等の変更	施設の管理運営業務に係る法令等の変更	両者の協議	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
物価の変動	物価変動による経費の増大		○※
金利変動	金利の変動による経費の増大		○※
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので小規模なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	相手方が特定できない第三者の行為により生じた損傷で小規模なもの		○
	相手方が特定できない第三者の行為により生じた損傷で上記以外のもの	○	
不可抗力	自然災害（地震、台風、豪雨、洪水など）や暴動等による業務の変更、中止、延期又は休業等による損失	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○
	騒音、振動、悪臭など管理運営上において周辺住民の生活環境を阻害し、損害を与えた場合		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間途中における指定取り消し等による業務終了時の撤収費用及び原状回復費用		○
引継ぎ、準備業務に関する費用	指定管理業務の開始又は終了に伴う引継ぎ・準備業務にかかる事業者の費用		○

※人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加については、原則、指定管理者の負担としますが、収支計画に多大な影響を与えると考えられる場合については、市と協議を行えるものとしします。

16. 指定の取消し・管理業務の停止

市は、指定管理者が市長等の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

17. 原状回復の義務

指定管理者は、「2. 指定の期間」に規定する指定期間が満了したとき、又は「16. 指定の取消し・管理業務の停止」に規定する指定の取消しを命ぜられたときは、施設及び設備を速やかに原状に復さなければなりません。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りではありません。

【参考】

○各施設の管理の基準

1. 燕市ふれあい交流センター

(1) 開館時間及び休館日

これまでの、月曜休館、営業終了午後5時30分を変更し、令和4年4月からは下記のとおりとなります。

開館時間 午前9時から午後6時まで

(ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができます。)

休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 施設の使用許可の基準

交流センターを利用する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることとなります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

また、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(3) 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、交流センターの利用を許可しません。

- ① 設置目的に反する利用をするおそれがあると認められるとき
- ② 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- ③ 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- ④ その他交流センターの管理運営上支障があると認めるとき

(4) 施設の使用条件の変更等の基準

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、利用者に対して、その許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用を中止させることができます。

- ① 利用者が交流センター条例又はこれに基づく規則に違反したとき
- ② 利用の許可に際し付した条件に違反したとき
- ③ 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき
- ④ 災害その他の事故により交流センターの利用ができなくなったとき
- ⑤ その他交流センターの管理運営上支障があると認めるとき

2. 燕市温泉保養センター（てまりの湯）

(1) 開館時間及び休館日

開館時間 午前 10 時から午後 9 時

休 館 日 毎月の第 2 月曜日及び第 4 月曜日

ただし、その日が祝日の場合はその翌日とします。

(現行は、12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで開館時間を午後 5 時までとしています)

(2) 施設の使用許可の基準

温泉保養センターを利用できる者は、次に掲げるものとします。

- ① 本市に居住する者とする。
- ② 本市に居住する者の利用に支障のない範囲において、本市に居住する者以外の者に利用させることができる。

(3) 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、利用することができません。

- ① 感染症又は悪質な疾病により他人に感染するおそれがあると認められた者
- ② その利用が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
- ③ その他指定管理者が利用を不相当と認める者

(4) 施設の使用条件の変更等の基準

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

- ① 使用者が温泉保養センター条例又はこれに基づく規則に違反したとき
- ② 利用の許可に際し付した条件に違反したとき
- ③ 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき
- ④ 災害その他の事故により温泉保養センターの利用ができなくなったとき
- ⑤ その他、温泉保養センターの管理運営上支障があると認めるとき

3. 燕市国上農村環境改善センター

(1) 開館時間及び休館日

開館時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

休館日 毎月の第 2 月曜日及び第 4 月曜日

ただし、その日が祝日の場合はその翌日とします。

(現行は、12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで開館時間を午後 5 時までとしています)

(2) 施設の利用許可の基準

改善センターを利用する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることとなります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

また、許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(3) 施設の利用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、改善センターの利用を許可しません。

- ① 設置目的に反する利用をするおそれがあると認められるとき
- ② 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- ③ 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- ④ その他改善センターの管理運営上支障があると認めるとき

(4) 施設の利用条件の変更等の基準

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、利用者に対して、その許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用を中止させることができます。

- ① 利用者が改善センター条例又はこれに基づく規則に違反したとき
- ② 利用の許可に際し付した条件に違反したとき
- ③ 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき
- ④ 災害その他の事故により改善センターの利用ができなくなったとき
- ⑤ その他改善センターの管理運営上支障があると認めるとき

4. 国上健康の森公園

(1) 施設の利用日及び利用時間

公園施設の利用は次のとおりとします。

施設名	利用日	利用時間
その他の都市公園施設	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	終日

(2) 施設の利用許可の基準

国上健康の森公園を利用する者は、一般の個人利用を除いて 20 人以上の団体が利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることとなります。許可を受け

た事項を変更し、又は取り消すときも同様とします

また、許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(3) 施設の利用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、国上健康の森公園の利用を許可しません。

- ① 公の秩序又は善良の風俗を害すると認めたとき
- ② 建物及び付属物を破損するおそれがあると認めたとき

(4) 施設の利用条件の変更等の基準

指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用者に対して、その利用の許可を取り消し、又は停止させることができます。

- ① 利用者が条例及び施行規則に違反したとき
- ② 利用目的に違反したとき
- ③ その他管理運営上やむを得ない事由により、特に必要があると認めたとき